

# 昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定について

R8.1.13  
R7運協⑤  
資料1

## 1 改正内容

### (1) 保険税の課税限度額の見直し

国が定める限度額

	医療給付費分 限度額	後期高齢支援金分 限度額	介護納付金分 限度額	合 計
現行	66万円	26万円	17万円	109万円
見直し案	<b>67万円</b>	26万円	17万円	<b>110万円</b>
見直し額	<b>1万円</b>	0万円	0万円	<b>1万円</b>

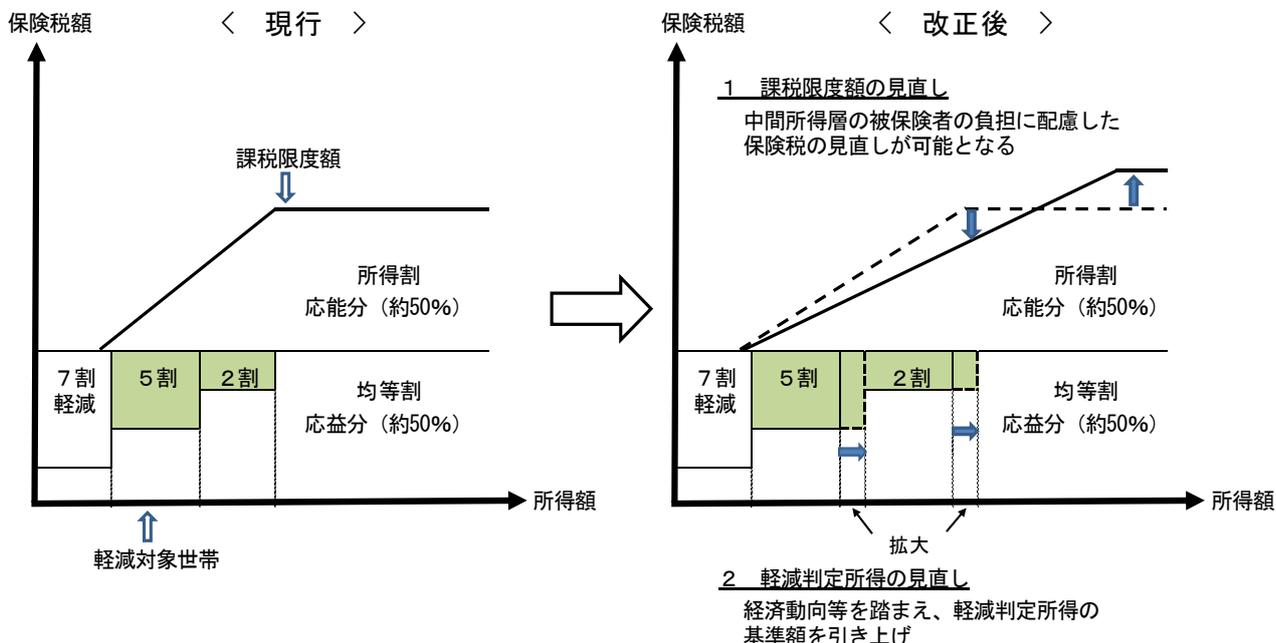
昭島市の限度額

	医療給付費分 限度額	後期高齢支援金分 限度額	介護納付金分 限度額	合 計
現行	66万円	24万円	17万円	107万円
見直し案	<b>67万円</b>	<b>26万円</b>	17万円	<b>110万円</b>
見直し額	<b>1万円</b>	<b>2万円</b>	0万円	<b>3万円</b>

### (2) 低所得者に係る均等割軽減の判定所得の見直し

7割軽減	変更なし	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円
5割軽減の拡大	(現行)	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 30.5万円 × 被保険者数
	(見直し案)	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + <b>31万円</b> × 被保険者数
2割軽減の拡大	(現行)	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 56万円 × 被保険者数
	(見直し案)	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + <b>57万円</b> × 被保険者数

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した者を含む



## 昭島市国民健康保険税の独自軽減（子どもの均等割軽減）について

### 1. 子どもの保険税軽減に係る経過

- ・国民健康保険税は、収入にかかわらず被保険者1人につき均等割が課税され、収入のない子どもがいる世帯では負担が大きくなってしまいう制度上の課題があった。
- ・当市は都内で先行し、平成24年度より子育て世帯の負担軽減のため、多子世帯の子どもの均等割軽減を開始、平成26年度に拡充し、現在まで継続して行っている。
- ・令和4年度より国制度として未就学児の均等割軽減（5割軽減）が開始し、全国市長会等各団体は対象及び軽減割合の拡充を要望していた。
- ・国より均等割軽減の対象を高校生年代まで拡充する意向が示され、来年度国会に法案を提出、早ければ令和9年度から開始される見込みとなった。
- ・これまでの答申において、国の動向に応じ、当市独自軽減の実施方法についての検討を求められていることから、見直しを行う。

### 2. 見直し案

- ・現行

18歳以下の被保険者のうち2人目の均等割額を半額に、3人目以降を9割軽減する



- ・令和8年度から

高校生世代まで（18歳以下）の被保険者の均等割を半額とする

**※国が検討する軽減策を当市の独自軽減策として先行実施する**



- ・令和9年度以降

国において均等割軽減が高校生年代まで拡充された場合は、当市の独自軽減は終了し、国の軽減制度に移行する。

# 昭島市子どもの均等割軽減制度の変更【案】

R8.1.13  
R7運協⑤  
追加資料

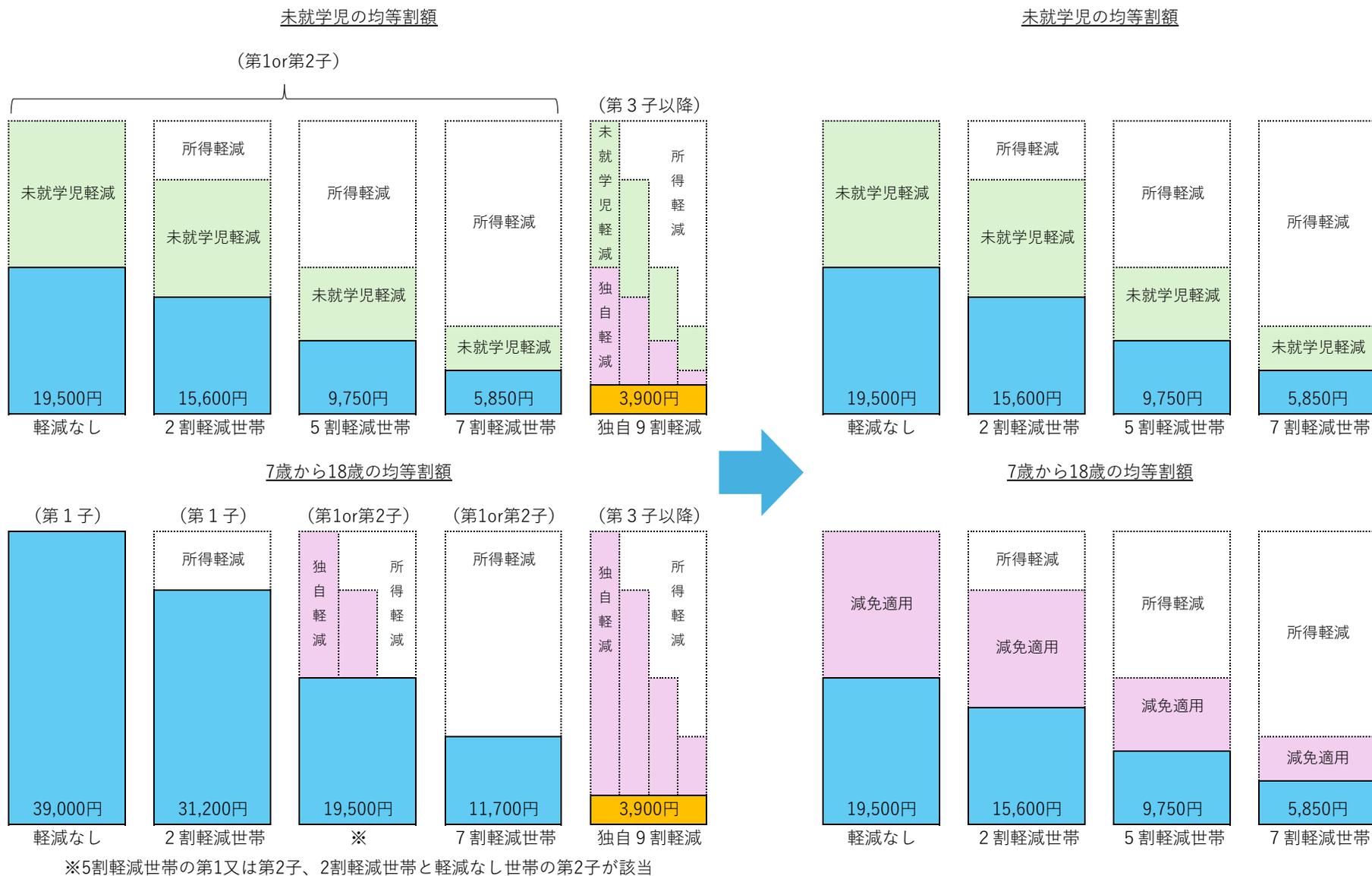
現在、全国共通の未就学児の均等割軽減と、昭島市独自の子どもの軽減制度を組合せて実施していますが、下記のとおり変更を行いたい。

## ◇令和7年度までの制度

- ①未就学児は世帯主の均等割額の5割軽減（令和4年度より開始の全国共通制度）
- ②18歳までの子どもは第2子は均等割額（全額）の5割、第3子以降は9割軽減

## ◇令和8年度からの制度

- 18歳までの子どもは全員、世帯主の均等割額の5割軽減とする
- ⇒7～18歳には未就学児と同金額となるよう市独自に減免を実施



対象世帯数：約130世帯  
軽減額合計：約400万円

対象世帯数：約630世帯（約500世帯増）  
軽減額合計：約1,500万円（約1,100万円増）



昭保保第288001号

昭島市国民健康保険運営協議会  
会長 下田 初穂 様

昭島市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年昭島市規則第1号）第2条  
第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和 8年 1月13日

昭島市長 臼井 伸介

記

諮問第37号

昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定について

（諮問理由）

令和8年度税制改正の大綱が示され、その中では、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を67万円に引き上げることとされている。このため、昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定について諮問する。

（改定時期）

令和8年4月1日



昭保保第288002号

昭島市国民健康保険運営協議会  
会長 下田 初穂 様

昭島市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年昭島市規則第1号）第2条  
第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和 8年 1月13日

昭島市長 臼井 伸介

記

諮問第38号

昭島市国民健康保険税の独自軽減（子どもの均等割軽減）について

（諮問理由）

平成24年度より継続している昭島市独自の子育て支援策である均等割軽減措置の実施期限が、令和8年3月31日となる。また、国において未就学児均等割軽減の対象拡大が検討されていることを踏まえ、当市が実施する均等割軽減措置の在り方について諮問する。

（改定時期）

令和8年4月1日



昭保保第288003号

昭島市国民健康保険運営協議会  
会長 下田 初穂 様

昭島市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年昭島市規則第1号）第2条  
第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和 8年 1月13日

昭島市長 臼井 伸介

記

諮問第39号

昭島市国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金分について

（諮問理由）

子育て世帯への経済的支援を拡充するため、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援納付金制度」が開始され、医療保険者は保険料（税）とあわせて子ども・子育て支援金を徴収することとされている。このため、昭島市国民健康保険税での子ども・子育て支援納付金分の賦課について諮問する。

（施行時期）

令和8年4月1日